

矢吹町広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が保有する資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載する事業の実施に関して必要な事項を定め、広告媒体の公共性、中立性及び品位を保持しつつ、自主財源の確保及び地域経済の活性化を図るとともに、町民サービスの向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、広告とは、町が保有する資産である広告媒体に掲載する営利、非営利を問わない案内、宣伝等の情報をいう。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる広告の掲載が適当であると町長が認めたものをいう。

ア 町の施設

イ 町のウェブサイト

ウ 町の印刷物

エ その他広告媒体として活用できる町の資産及び町が実施するソフト事業等

(2) 広告掲載 広告媒体に民間事業者等の広告を掲載することをいう。

(3) 広告主 広告媒体に広告を掲載する者をいう。

(4) 広告事業者 広告掲載について町と契約し、広告主の募集及び選定等を行う者をいう。

(5) 広告掲載料 広告掲載の対価として広告主又は広告事業者が町に支払う料金をいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告掲載は、町の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、広告媒体の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとし、公共性及び品位を損なうことのないよう配慮するものとする。

(広告の掲載基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

(1) 法令に違反するもの、又はそのおそれのあるもの。

(2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの、又はそのおそれのあるもの。

(3) 基本的人権を侵害するもの、又はそのおそれのあるもの。

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの。

(5) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの。

(6) 内容又は責任の所在が不明確なもの。

(7) 虚偽、誇大な表現その他誤解を与えるおそれのあるもの。

(8) 社会問題化している事案に係る企業・団体の広告。

(9) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの。

(10) その他町長が広告掲載を不相当と認めるもの。

(広告主の要件)

第5条 広告主となることができる事業者は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの。

(2) 矢吹町建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく指名停止措置を受けているもの。

(3) 民事再生法(平成11年法律第255号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしているもの又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしているもの(更生計画又は再生計画が裁判所に承認されたものを除く)。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条2項に規定する風俗営業者。

(5) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定するものを除く)。

(6) 政治性又は宗教性のある事業を行うもの。

(7) 矢吹町暴力団排除条例(平成25年矢吹町条例第11号)第2条第1項に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員等」という。)であるもの又は暴力団員等と密接な関係を有しているもの。

(8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者

(9) 広告媒体が指定管理者制度導入施設に関連する場合は、広告掲載申込時点の指定管理者の事業目的と競合するもの。

(10) その他町長が不相当と認めるもの。

(審査会)

第6条 広告掲載に関する必要な事項を審査するため、矢吹町広告掲載審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、副町長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、総務課長、企画・デジタル推進課長及び広告媒体を所管する課等の長をもって充てる。

(審査会の会議)

第7条 審査会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を

求め、その意見又は説明を聴くことができる。

- 5 委員長は、広告掲載に関する必要な事項の審査を回議により行うことができる。

(審査会の庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務課において行う。

(広告の募集)

第9条 町長は広告を募集しようとするときは、この要綱を示し、かつ当該内容を条件としたうえで、町長が別に定める募集要項により、適正な方法で広告主又は広告事業者を決定するものとする。

- 2 前項に定める募集要項には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 広告媒体
 - (2) 広告の規格及び数量
 - (3) 広告掲載の期間
 - (4) 募集方法
 - (5) 広告掲載料の基準となる金額
 - (6) 広告掲載のための審査に係る申込書
 - (7) その他広告掲載に関する募集、契約及び申込みに必要な事項
- (広告掲載料の基準となる金額の設定)

第10条 広告掲載料の基準となる金額は、広告掲載の規格、数量、期間、類似する広告の市場価格等を考慮したうえで、広告事業ごとに町長が定めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第11条 広告主又は広告事業者が、広告掲載をしようとするときは、募集要項に定める所定の申込書に必要な事項を記載し、広告の内容が分かる原稿案等を添付して町長へ申込むものとする。

- 2 広告事業者が広告主を募集するとき、当該広告事業者は、この要綱及び募集要項に適合する広告主を選定しなければならない。
- 3 広告主又は広告事業者は、第1項により提出した書類の内容に変更があったときは、速やかに町長に届け出なければならない。
- 4 第1項に規定する申込があった場合、町長はその者に対して審査に必要な資料を求めることができる。

(広告掲載の審査及び承認)

第12条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、この要綱及び募集要項に基づき、審査会をもって、広告掲載の可否について審査するものとする。

- 2 町長は、審査の結果、広告掲載が適当と認めたときは承認するものとし、不適当と認めたときは承認しないものとする。
- 3 広告掲載の審査結果については、前条第1項で審査を申込みした者に通知するものとする。

(行政財産の目的外使用許可等)

第13条 町の保有する資産のうち地方自治法(昭和22年法律第67号)第2

38条第4項に規定する行政財産へ広告掲載をしようとするときは、広告主又は広告事業者は、矢吹町財務規則（昭和63年矢吹町規則第1号）第179条の2第1項の規定による許可（以下「行政財産の目的外使用許可」という。）を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれら施設の床面積又は敷地に余裕がある部分を広告媒体として活用するときは、行政財産の貸付けの方法によるものとする。

（広告掲載料等の納付）

第14条 広告主又は広告事業者は、広告掲載の承認後、町長が指定する期日までに、広告掲載料を納付しなければならない。

- 2 広告主又は広告事業者は、広告掲載の承認後、前項の広告掲載料のほかに行政財産の目的外使用許可を必要とするときは、矢吹町行政財産使用料条例（昭和43年矢吹町条例第12号）に定める使用料を納付しなければならない。

（広告掲載料の返還）

第15条 既に納付した広告掲載料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、町長は、その全部又は一部を返還することができる。

（1）広告主又は広告事業者の責めに帰さない事由により、広告掲載できなくなったとき。

（2）その他町長が特に返還する必要があると認めたとき。

（広告主の責務）

第16条 広告主は、広告の内容等、広告掲載に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、次に掲げる事項に従わなければならないものとする。

（1）第4条の規定に違反し、又は町長が町の広告媒体への広告掲載にふさわしくないと認めたときは、広告の内容の変更又は修正をすること。

（2）広告掲載中に広告主の責めに帰する理由により、掲載に不適当な事情が生じたときは、町長が広告掲載を中止できる措置を講じること。

（3）広告掲載に起因して町に損害が生じたときは、その損害を町に賠償すること。

（4）著作権その他の権利に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。

（5）第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任及び負担においてこれらを解決すること。

- 3 広告事業実施に係る契約においては、前項に規定する事項を条件としなければならない。

（広告事業者の責務）

第17条 広告事業者は、前条に規定する広告主の責務が担保されるよう必要な措置を講ずるものとし、担保されないときは、広告事業者がその責務を負うものとする。

- 2 広告事業実施に係る契約においては、前項に規定する事項を条件としなければならない。

(広告掲載の中止)

第18条 町長は、広告主又は広告事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止することができるものとする。

(1) 指定する期日までに掲載する広告の提出及び広告掲載料等の納付がないとき。

(2) 町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は町の条件に従わない等事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(3) 社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(4) 書面により、掲載取下げを申し出たとき。

(5) 広告掲載基準を満たさなくなったとき。

(6) 広告掲載に係る一切の権利を、町長の許可なく第三者に譲渡し、又は転貸したとき。

(7) 町長が特に認める、やむを得ない事由が生じたとき。

- 2 町長は前項の規定により掲載決定を取消したときは、広告主に通知するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、すでに出版あるいは配布された広告媒体の取扱い、広告事業ごとに町長が定めるものとする。

- 4 町長は、第1項の規定による広告の掲載の中止の決定をした際は、行政財産の目的外使用許可を取り消すものとする。ただし、広告事業者が広告主を募集した場合において、当該広告主が第1項に規定する要件に該当した場合は、この限りでない。

- 5 広告事業実施に係る契約においては、前4項に規定する事項を条件としなければならない。

(広告が掲載された物品等の提供者の募集)

第19条 町長は、広告が掲載された物品等の提供者（広告掲載により当該物品の製作費用等を賄い、本町へ無償提供する民間事業者等をいう。）を募集するときは、町長が別に定める募集要項により、適正な方法で募集し、決定するものとする。

- 2 広告が掲載された物品等の提供者を募集するときは、当該物品等をこの要綱の広告媒体として取り扱うものとし、当該事業の実施に関しては、第3条から第5条及び第9条から第18条までの規定の例により行うものとする。

- 3 広告が掲載された物品等の提供に関し、所有権、著作権等の権利関係は、広告事業ごとの契約において取り決めるものとする。

(ネーミングライツの募集)

第20条 町長は、町の施設等に愛称を付与する権利を与える代わりに、本町にその対価等を支払う民間事業者等（次項において「ネーミングライツ」という。）を募集するときは、町長が目的を踏まえ、効果が見込まれる施設を選定し、別に定める募集要項により、適正な方法で募集し、決定するものとする。

- 2 ネーミングライツを募集するときは、対象となる施設等をこの要綱の広告媒体として取り扱うものとし、当該事業の実施に関しては、第3条から第5条及び第9条から第18条までの例により行うものとする。

(指定管理者制度導入施設における広告事業の取扱い)

- 第21条 指定管理者制度導入施設において広告事業を行う場合は、公募前に事業の実施について町と指定管理者が協議し、合意した場合のみ実施するものとする。

(指定管理者が行う広告事業の取扱い)

- 第22条 指定管理者が広告事業を行う場合は、この要綱は適用されない。ただし、広告媒体への広告掲載は、町有財産を対象とした広告事業であることを十分考慮するものとする。

(委任)

- 第23条 この要綱に定めるもののほか、広告事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和7年10月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 「広報やぶき」広告掲載取扱要綱(平成19年7月26日告示第48号)及び矢吹町ホームページ広告掲載取扱要綱(平成23年8月22日告示第49号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱施行の際、現に実施している広告事業については、当該広告事業に係る契約期間が終了するまでの間は、なお従前の例による。